

令和6年度 中城村放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）募集要項

1. 目的

中城村は子育て世代を中心に全国的にみても著しく人口増加が進んでいる地域となっており、令和7年には放課後児童クラブを希望する家庭の児童の居場所の確保として支援を増やす必要があることから、放課後児童クラブを運営する事業者を募集します。

2. 募集事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）であって、中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月1日条例第17号）に基づく設備及び運営をする者。

3. 募集期間

令和6年10月4日（金）～10月31日（木）まで
（ただし、土・日・祝日を除く 9時～12時/13時～17時まで）

4. 募集内容

中城村から補助金を受けるための運営基準及び内容とし、放課後児童クラブを令和7年4月1日に開所するものとします。

なお、補助については中城村放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年3月31日告示第6号）によって交付するものとし、放課後児童健全育成事業を遵守するものとする。

対象区域：中城村立中城小学校区

支援数：1支援（定員：おおむね40名以下）

開所時期：令和7年4月1日

専用区画面積：児童1人に付きおおむね1.65平方メートル以上

年間開所日数：250日以上（原則月曜から土曜日を開所とします。）

【注意事項】

当該補助金は国庫補助を活用することから、不正や閉所等いかなる場合においても、国庫補助の返還及び還付加算金等が生じた場合には、その責務については事業者が負うものとします。

5. 応募の資格・条件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- （1） 沖縄県内で放課後児童クラブまたは認可・認可外保育施設、認定こども園等を良好に運営している事業者、または村内に住所を有する個人で現在放課後児童クラブの運営に関わり、村内で新規の運営を予定している者。
- （2） 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業所または経験のある者とする。
- （3） 関係法令等を遵守し、事業者等自らが施設を確保し放課後児童クラブの整備を行い運営すること。
- （4） 放課後児童健全育成事業を実施するために必要とされる経済的基礎として、年間事業費の1/12に相当する資金を、普通預金または当座預金等に有していること。
- （5） 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税等これらの税金および国民健康保険料等の公課を滞納していないこと。
- （6） 現在、運営している施設がある場合は、所官庁の直近の監査・実施指導等で重大な文書指摘を受けていないこと。

- (7) 中城村が掲げる保育理念を十分に理解し、保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- (8) 労働関連法令に違反し、官公署等から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (9) 会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。
- (10) 応募者及び事業所の長は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号））又はその構成員ではなく、当該事業の運営について、暴力団員等の支配や関与を受けないこと。
- (11) 本募集要項に定めのない事項については、中城村の指示に従うこと。

6. 施設条件

施設にあたっては、以下に該当するものとします。

- (1) 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築された建物又は新耐震基準に基づく耐震性を有する建物と認められること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途変更の手続きが必要な場合にあっては、用途変更の手続きを完了させること。用途変更の手続きが不要な場合にあっては、放課後児童クラブの用途に適合させること。
- (3) その他、消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところに従うほか、施設整備に必要とされる条例や各要綱等、その基準に適合する施設とすること。

7. 応募方法等

(1) 提出方法

応募希望者は、本要項に基づき申込書等を提出してください。

なお、期限までに応募申込書等を提出しない者または応募資格要件に該当しないと認められたものは、参加することができません。

・提出書類

- ①令和6年度 中城村放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）申込書【様式1】
- ②事業計画書【様式2】
- ③普通預金または当座預金の写し
- ④村税等の滞納がないことの証明書
- ⑤その他必要書類

(2) 参加申込書の提出期限

- ①提出期限 令和6年10月31日（木）午後5時まで ※必着
- ②提出方法 提出書類を持参又は郵送してください
- ③提出先 〒901-2493 沖縄県中城村字当間585番地1
中城村役場 こども課保育・こども園係
担当：新垣 TEL 098-895-2134（直通）
FAX 098-895-3048

8. 審査等について

- (1) 提出いただきました申込書及び事業計画書により、役場内選考委員会にて厳選なる審査を行い決定します。審査結果については文書にて速やかに通知いたします。なお、必要に応じて、別途応募者へのヒアリングを行うことがあります。
- (2) 今回の応募に要する費用は参加者の負担とします。その他、本募集要項に定めのない事項については、中城村からの指示に従うこととします。